

## 1 制度の概要

市民や事業者等の自主的、主体的な環境学習を支援し、環境保全活動を推進することを目的とし、環境保全に関する知識や経験を有しているなど大津市が定める基準を満たしており、かつ、市民、市民団体、事業者に対し環境保全活動に関する指導、助言等の支援を行うことを了解した人、団体等を「環境学習サポーター」（以下、「サポーター」という。）として登録します。

## 2 目的

- (1) 市民、市民団体、事業者の環境学習等の取組を支援するとともに、自主的、主体的な環境保全活動を促進します。
- (2) 環境学習を通じて、サポーター相互、市民・市民団体・事業者とサポーターとの交流を深め、多角的で積極的な環境保全活動を推進します。

## 3 サポーターの位置付け

本制度は市の登録制度という位置付けですが、サポーターが積極的かつ機能的に支援活動を行えるよう、サポーターの自主性を尊重します。なお、サポーターの活動については、自らの責任において行っていただきます。

## 4 サポーター登録の要件

サポーターに登録する者は、原則として大津市在住、在勤もしくは在学、大津市内を主な活動場所とする人、団体等であって、以下に掲げる要件を満たす者となります。

- (1) 環境保全活動に関する知識と技術を持つ者（「環境学習サポーター登録基準」（以下、「基準」）参照）
- (2) 市民、市民団体、事業者が行う環境保全活動に対して指導、助言等の支援を行った経験がある者（「基準」参照）
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関与しておらず、かつ、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

## 5 サポーターの活動内容

サポーターの活動内容は、次のとおりとします。

- (1) 環境問題、環境保全活動等に関する相談に対する助言、指導
- (2) 環境学習講座等の講師
- (3) サポーター相互の交流活動（勉強会、Eメールによる情報の配信 等）への参加

## 6 サポーターの活用方法

利用者は、公開されている「環境学習サポーター名簿」より、記載内容を吟味した上で目的にあったサポーターを選び出し、直接連絡をとります。

講師依頼などの場合、依頼内容、条件、必要経費、謝礼等に関して、当事者間で相談します。

- (1) サポーター制度利用者  
原則として大津市在住、在勤もしくは在学の者、大津市内の市民団体、事業者。
- (2) 「環境学習サポーター名簿」記載項目  
表1に示す。

(3) 「環境学習サポーター名簿」の公開方法

- ① 冊子を作成し、環境政策課、公民館、文化情報センター（生涯学習センター内）、公立保育園、公立幼稚園、公立小学校、児童館、児童クラブに送付し、常備します。
- ② 大津市ホームページ、環境政策課ホームページ（大津のかんきょう宝箱）で公開します。また、私立保育所（認可）、私立幼稚園、認定こども園、環境政策課ホームページ（こども環境人）掲載団体や市内のこどもエコクラブ登録団体に送付します。ただし、連絡先は公開しません。

表1 「環境学習サポーター名簿」記載項目

	環境政策課 管理データ	名簿記載 (冊子)	名簿記載 (ホームページ)
種別（市民、市民団体、事業者等の別）	○	○	○
氏名・団体名・事業者名	○	○	○
代表者の職・氏名（市民団体、事業者等のみ）	○		
担当者の氏名（市民団体、事業者等のみ）	○	○	
生年（市民のみ）	○	○	
職業（団体は活動分野、事業者は業種）	○	○	
連絡先の種類	○	○	
連絡先住所	○	○	
連絡先電話番号	○	○	
連絡先 FAX 番号	○	○	
連絡先 E メール	○	○	
専門、得意分野	○	○	○
資格、経験、活動内容 他	○	○	○
自由記載	○	○	○

\* ただし、名簿記載項目であっても本人が希望しない場合は公開しません。

## 環境学習サポーター登録基準

### 1 登録の要件

以下の(1)~(3)の全てに該当する者とします。

(1) 「環境学習サポーター登録制度」の「4 サポーター登録の要件」に定めている「環境保全活動に関する知識と技術を持つ者」とは次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- 1) 市民      a)環境省の「環境カウンセラー」登録者  
              b)「環境マネジメントシステム審査員、主任審査員」登録者  
              c)その他、県や市の環境学習事業に参加したことがあるなど、市長が適切であると認める者
- 2) 市民団体    パートナーシップの考え方について理解し、大津市環境基本計画等に掲げた環境の保全と創造に関する取組を積極的に推進している実績がある者
- 3) 事業者等    ISO14001 や KES などの環境マネジメントシステムを導入して積極的に環境保全の取組を行っている者

(2) 「環境学習サポーター登録制度」の「4 サポーター登録の要件」に定めている「市民・市民団体・事業者が行う環境保全活動に対して、助言、指導等の支援を行った経験がある者」とは次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- 1) 市民      a)市が主催する環境講座等で講師経験のある者  
              b)上記と同等以上の市民活動支援の実績がある者
- 2) 市民団体    市民活動支援プログラムや指導案を整え、支援実績がある者
- 3) 事業者等    a)大津市環境基本条例の趣旨に則り、環境にやさしいまちづくりを推進していくために、大津市と環境保全協定を締結し、地域住民の取組や市の要請に協力することを了承した者で、市民活動支援プログラムや指導案を整え、支援実績がある者  
              b)上記と同等以上の市民活動支援の意欲がある者

(3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関与しておらず、かつ、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

### 2 登録の方法

上記の要件を満たす者に対して、サポーター登録用紙への記入とその内容確認により登録します。登録に際しては、情報項目の公開可否を確認し、公開可の情報のみを公開します。

### 3 登録の抹消

以下の要件に該当する場合は、市はサポーターの登録を抹消できるものとします。

- (1) サポーターからの要請があった場合
- (2) サポーターの指導・助言等の内容が、大津市環境基本条例に掲げる基本理念に著しく反すると認められる場合
- (3) サポーターの活動等の内容から、今後サポーターとして環境保全活動等の支援を継続することが困難であると認められる場合
- (4) サポーターの明らかな過失等により、依頼者との間で重大なトラブルが発生した場合

#### 4 登録の更新

毎年度、年度当初に登録要件に該当している人材情報のチェックを行い、未登録の人材があれば追加登録の手続きを行います。

なお、既に登録済みのサポーターについては、抹消要件に該当しない限り抹消しません。  
また、登録情報の変更については、サポーターから申出があった場合に変更します。